



# 佐賀県公報

平成16年  
4月23日  
(金曜日)  
第 12446号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次

(二二二三・生産者支援課) 一

(三三四・畜産課) 一

(三三五・市町村課) 二

(建設・技術課) 二

(建設・技術課) 三

(まちづくり推進課) 四

( ) 四

- 特定第二号漁業者の同意の適合
- 家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病検査の実施
- 字の区域の変更

### 公 告

- 建設業の営業停止処分

### ○ 兵庫北土地区画整理事業の事業計画変更の認可

- 都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧

## ○ 告 示

### ● 佐賀県告示第三百二十三号

○次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）

○第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による特定第

二号漁業者の同意があつた旨の届出は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十六年四月二十三日

佐賀県知事 古川 康

区 域

唐津市第四区域（唐津市漁業協同組合の地区のうち旧唐房漁業協同組合の地 区）

小型機船底びき網漁業（えび漕網漁業）

●佐賀県告示第三百二十四号  
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり検査を実施する。  
平成十六年四月二十三日

佐賀県知事 古川 康

### 一 検査の目的

牛のブルセラ病及び結核病、馬伝染性貧血並びに鶏の家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生予防並びにブルーランゲ、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため

### 二 実施する区域

県内全域（牛のブルセラ病及び結核病の検査については、家畜保健衛生所長が指定した市町村）

### 三 実施の期日

平成十六年五月六日から平成十七年三月三十一日までの間（一に掲げる

発生予察のための検査については、六月下旬、八月中旬、九月下旬及び十

一月中旬）において、家畜保健衛生所長が指定する日

### 四 検査の別、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

#### ブルセラ病検査

乳用雌牛及び種雄牛並びにこれらの牛と同居している牛（生後九十日未満のもの及び家畜保健衛生所長が認めたものを除く。）

#### 検査の方法

（急速凝集反応法、試験管凝集法、結合反応法）及び

#### 疫学的検査

#### 検査

#### 結核病検査

ツベルクリン皮内反応法、疫学的検査及び臨床

馬伝染性貧血検査	競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する目的で飼育している馬及び家畜保健衛生所長が必要と認めた馬	競馬法（昭和二十六年法律第百八十号）（寒天ゲル内沈降反応法）、疫学的検査及び臨床検査
家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査	種鶏業者が飼育している種鶏	血清学的検査（急速凝集反応法）、細菌学的検査及び臨床検査
ブルータング検査	未越夏牛で家畜保健衛生所長が必要と認めたもの	臨床検査及び血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応法）
アカバネ病検査	"	臨床検査及び血清学的検査（中和試験）
チユウザン病検査	"	臨床検査及び血清学的検査（中和試験）
アイノウイルス感染症検査	"	大字堤字三本松
イバラキ病検査	"	大字堤字三本柳
牛流行熱検査	"	大字堤字三本黒木

## 五 その他

実施の日程その他検査の詳細については、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長から市町村長を通じ、検査の対象となる家畜の所有者又は管理者に通知する。

## ●佐賀県告示第三百一十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定によ

り、上峰町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。

右の処分は、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定による認証のあつた日からその効力を生ずる。

平成十六年四月一~三日

佐賀県知事 古川康

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
大字堤字一本松	大字堤字三本松三一二一一及び三一一一四
大字堤字一本黒木三九六三一、三九六五二、三九六五五から三九六五九まで、三九六六一から三九六六四まで、三九六七、三九六八一から三九六八三まで、三九六九一、三九七〇一、三九七一、三九七二、三九七三一、三九七三四、三九七四一、三九七五一、三九七五二及び三九七五九	大字堤字三本柳
大字堤字三本松	大字堤字四本松三三七九三及び三三三七九四並びにこれらに伴う水路の区域
大字堤字三本黒木	大字堤字四本松三四二五第一、三四二五第二及び三四二六並びにこれらに伴う水路の区域

## ○ 公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成16年4月23日

佐賀県知事 古川康

1	処分をした年月日	平成16年4月19日	年2月28日までの工期]」に關し、平成14年10月1日から平成15年5月31日までの間、當該工事に配置する技術者がいないにもかかわらず受注し、建設業法第22条第1項に違反して一括して株式会社コードンに請け負わせ、当該工事の施工に關し実質的な関与をしなかつた。
2	処分を受けた者の商号	株式会社コードン富士	(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人、（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
3	主たる営業所の所在地	佐賀県佐賀郡富士町大字内野313番地4	(注3) 「民間工事」とは、上記(注2)以外の建設工事をいう。
4	代表者の氏名	百武 義揮	(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
5	当該建設業者の許可番号	佐賀県知事許可（般-15）第9223号	(2) 期間 平成16年4月26日から平成16年5月10日までの15日間
6	処分の内容	建設業法第28条第3項に基づく営業停止	7 処分の原因となつた事実 株式会社コードン富士は、富士町が発注した「平成14年度国補住第2号町営住宅古湯受託本村団地3LDK棟建築工事（平成14年10月10日から平成15

する法人が発注者である建設工事をいう。

(注3) 「民間工事」とは、上記(注2)以外の建設工事をいう。

(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金

等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

## (2) 期間

平成16年4月26日から平成16年5月10日までの15日間

## 7 処分の原因となった事実

株式会社コーケンは、富士町が発注した「平成14年度国補住第2号町営住宅古湯住宅本村団地3LDK棟建築工事(平成14年10月10日から平成15年2月28日までの工期)」に関し、建設業法第22条第1項に違反して一括して株式会社コーケン富士から当該工事を請け負い施工した。

このことは、建設業法第28条第1項第4号に該当する。

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、佐賀市計画事業兵庫北土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成16年4月23日

佐賀県知事 古川 康

- 1 組合の名称  
兵庫北土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
佐賀市兵庫町大字藤木15番地1
- 3 設立認可年月日  
平成10年10月16日
- 4 事業施行期間

平成10年10月16日から平成25年3月31日まで

5 変更認可の年月日  
平成16年4月23日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成16年4月23日

佐賀県知事 古川 康

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
鳥栖基山都市計画公園 2・2・4 桜町公園
- 2 縦覧場所  
佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課